

●生命保険信託でかかる費用

生命保険信託をご契約いただくにあたり、次の信託報酬およびその消費税相当額が必要となります。
これらの費用は、プルデンシャル信託が委託者または信託財産から収受します。

信託契約締結時 契約の引受審査や契約書作成の対価として、委託者より、信託契約1件当たり、**5,500円(税込)**の契約事務手数料をいただきます。
※契約が不成立となった場合は、契約事務手数料はかかりません。

契約内容変更時 内容変更の際の手数はかかりません。

解約時 信託契約解約の際の手数はかかりません。 ※契約事務手数料は返還いたしません。

金銭信託の開始時 (=死亡時) 保険金請求、信託設定事務の対価として、以下の金額を信託財産から収受します。
【分割交付の場合】 受領保険金総額^(※1、※2)の**2.2% (税込)**を、保険金受領時報酬として信託財産から差し引きます。
※1：家族収入保険等の家族年金が信託財産に設定されている場合は、金銭信託開始時点での家族年金の年金現価を受領保険金総額とみなします。
※2：受領保険金額総額には、定例交付において設定された一時金も含まれております。

【一括交付の場合】 信託契約1件当たり、一律**110,000円(税込)**を、事務手数料として信託財産から差し引きます。

金銭信託開始後 ~信託終了まで 受益者に対する信託財産の定例交付開始以降、毎年3月末日時点^(※3)で信託財産の残高がある場合、信託財産の管理、信託財産の交付、取引報告書類等の作成事務、受益者の移行手続きの対価として、信託契約1件当たり、年間**22,000円(税込)**を管理報酬として残高から差し引きます。なお、プルデンシャル信託は管理型信託会社であり、資産運用を行わないため運用費用はかかりません。
※3：3月末日時点で信託財産が22,000円(税込)を下回る場合は、信託財産全額を管理報酬として差し引きます。3月末日より前に信託契約が終了した場合は、管理報酬はいただきません。

プルデンシャル信託株式会社

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
<https://www.pru-trust.co.jp>

●電話でのお問い合わせ(国内通話料無料)

0120-93-5524 ※携帯電話からもご利用になれます
[受付時間]9:30~12:00/13:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

●メールでのお問い合わせ

inquiry@pru-trust.co.jp

ptjs-2021-01-033 使用開始日：2021年9月7日

2021年9月現在 0360066



生命保険 万が一の際に財産を創り出す
信託 残された財産を安全に管理する

ちょっと考えてみませんか 保険金が支払われた後のこと 生命保険信託

プルデンシャル信託株式会社

信託契約代理店(信託契約代理業務の種類:媒介)
プルデンシャル生命保険株式会社



「プルデンシャル信託」ってどんな会社？

私たちは、
生命保険業界初の
信託子会社です

プルデンシャル生命の100%子会社として、2015年9月に管理型信託会社として登録※、同年10月から営業開始。世界最大級の金融サービス機関プルデンシャル・ファイナンシャルの一員です。

※登録番号：関東財務局長（信3）第14号

生命保険信託の2つの特徴

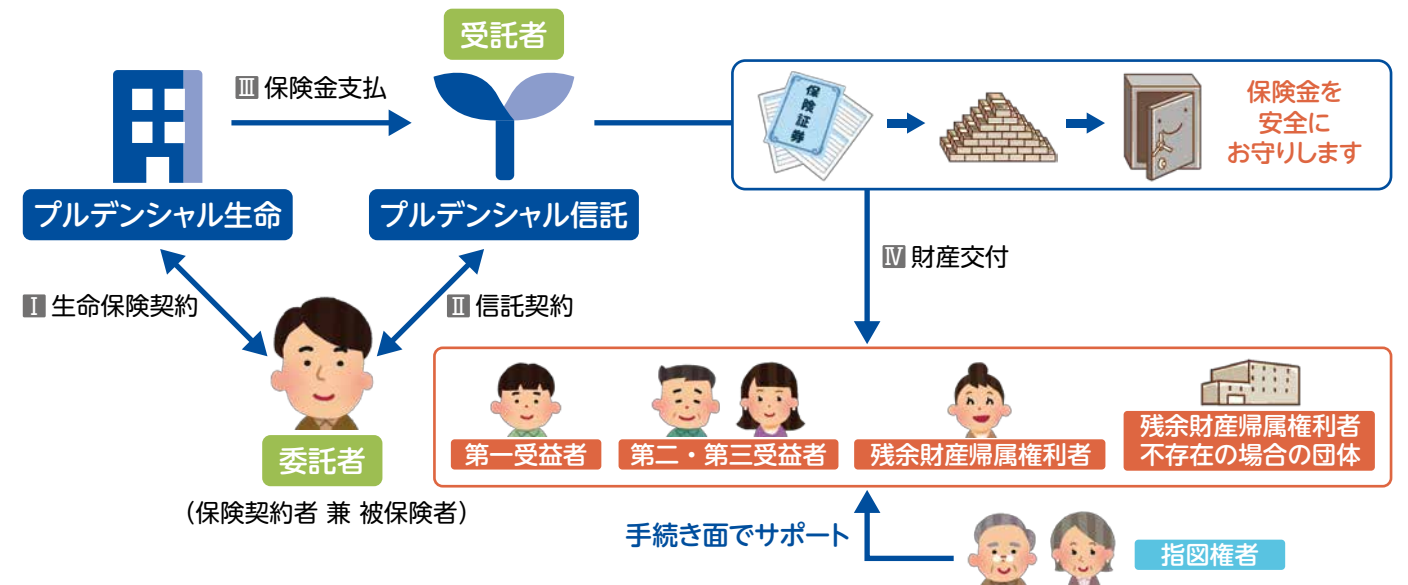
保険金に安心マークを

- 大切な人に分割してお金をお支払いできる
 - 指定した年齢からお支払いを開始する
 - 受取人の年齢に応じて支払額を変えられる
- 受取人が未成年・高齢者・知的障がい者など、お1人では財産管理が困難な場合に備える仕組み

末永く想いを繋げる

- 受益者は第一から第三まで設定可能
 - 相続とは違う流れで保険金を残す
 - 公益団体へ寄付することもできます
- 受取人に万一の事があった時に備えて、保険金を渡したい人・渡したい順番を指定しておける仕組み

生命保険信託の仕組み



登場人物

- 委託者** 自己の保険金を預ける人 (保険の契約者 兼 被保険者)
- 受託者** 保険金を託され預かる人 (プルデンシャル信託)
- 第一受益者** 一番目に信託財産を受取る方
- 第二受益者** 二番目に信託財産を受取る方
- 第三受益者** 三番目に信託財産を受取る方
- 残余財産帰属権利者** 全受益者の死亡／交付期間終了後の信託財産の残りを一括で受取る方
- 残余財産帰属権利者不在の場合の団体** 残余財産帰属権利者の死亡後の信託財産の残りを一括で受取る方
- 指図権者** 受益者を手続き面でサポートいただく方

手続きの流れ

- Ⅰ プルデンシャル生命と生命保険契約を締結
- Ⅱ プルデンシャル信託(当社)と信託契約を締結
- Ⅲ プルデンシャル生命から当社へ保険金支払
- Ⅳ 当社から受益者へ財産を交付

- 定例交付** 信託契約の内容に沿ってお支払いする方法 (一括・毎年・毎月から選択可能)
- 【開始時期】**
①保険金支払い直後 ②〇年〇月以降
- 【終了時期】**
①期限なし ②指定する期限まで
- ※①は信託財産が無くなる、または受益者が亡くなるまで
- 随時交付** 突発的な支出が発生した時に請求いただく方法